

調布市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）並びに調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号。以下「手数料条例」という。）別表第1の規定の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (3) 適合性確認機関 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関をいう。

2 前項に規定するもののほか、この細則における用語の意義は、法、令及び規則の例による。

(申請手数料の納付時期等)

第2条の2 法第53条第1項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請（以下「変更申請」という。）をする者は、手数料条例別表第1に規定する手数料を当該申請に係る申請書を提出するときに納めなければならない。この場合において、当該申請に係る戸数が複数ある場合は、当該戸数分の手数料をまとめて納めなければならない。

2 手数料条例別表第1 1 (1)に規定する市長が指定する者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び登録住宅性能評価機関とする。

(適合性確認機関の審査)

第3条 認定申請又は変更申請をする者は、当該申請前に、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するか否かについて、適合性確認機関の審査を受け

ることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、認定申請又は変更申請に係る低炭素建築物新築等計画に人の居住以外の用途に供する部分が含まれているときは、当該申請をする者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の審査を受けることができる。

(認定申請書に添付する図書)

第4条 規則第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 適合性確認機関が、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合は、当該適合性確認機関が作成する適合証
- (2) 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを確認することができる図書で、市長が必要と認めるもの

- 2 規則第41条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第2号の図書を添付する場合において、同条第1項に掲げる図書のうち、市長が不要と認める図書とする。

(構造計算適合性判定等)

第5条 認定申請又は変更申請をしようとする者は、法第54条第2項前段（法第55条第2項の規定において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申出をする場合において、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請をする場合に限る。）が同法第6条の3第1項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、市長が当該認定申請又は変更申請に係る認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第7項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 認定申請又は変更申請をしようとする者は、法第54条第2項前段の規定による申出に併せて、建築基準法第6条の3第1項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申し出ることができる。この場合において、当該建築主事が当該審査をするときは、前項の規定（当該審査に関する部分に限る。）は、適用しない。

(計画の通知)

第6条 法第54条第3項（法第55条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第1号様式）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項の規定において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添えて、行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 認定申請又は変更申請をした者（以下「申請者」という。）は、市長が法第54条第1項の規定による認定（以下「計画認定」という。）又は法第55条第1項の規定による変更の認定（以下「計画変更認定」という。）をする前に当該申請を取り下げるときは、取下げ届（第2号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による通知を行った場合で、前項の取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（第3号様式）により建築主事に通知するものとする。

3 市長は、第1項の取下げ届を受理したときは、速やかに当該取下げ届の副本を、同項の申請者に返還するものとする。

（認定しない旨の通知）

第8条 市長は、認定申請のあった低炭素建築物新築等計画若しくは変更申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しない場合、建築主事から同条第4項の規定において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知を受けた場合（法第55条第2項の規定において準用する場合を含む。）又はその申請の手續が規則若しくはこの細則に違反していると認める場合は、計画認定又は計画変更認定をしないものとする。

2 市長は、前項の規定により計画認定又は計画変更認定しないこととしたときは、その旨を不認定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（報告）

第9条 認定建築主は、法第56条の規定による報告を求められたときは、状況報告書（第5号様式）に当該報告の内容を説明する書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（工事完了の報告）

第10条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書面により市長に報告しなければならない。

（1） 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物等の工事が行われたことを建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築士が確認した場合 工事完了報告書（第6号様式）及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15の規定による工事監理報告書の写し

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 工事完了報告書（第7号様式）及び建築物等の工事を施工した施工者が発注者に交付した工事完了報告書の写し又はこれに類するもの
(取りやめる旨の申出)

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出をするときは、取りやめ届（第8号様式）の正本及び副本に低炭素建築物新築等計画認定通知書（計画変更認定を受けた認定建築主にあつては、低炭素建築物新築等計画認定通知書及び低炭素建築物新築等計画変更認定通知書）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取りやめ届を受理したときは、速やかに当該取りやめ届の副本を、前項に規定する届出をした認定建築主に返還するものとする。

(改善命令)

第12条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書（第9号様式）により行うものとする。

(取消し)

第13条 法第58条の規定による取消しを行ったときは、認定取消通知書（第10号様式）により認定建築主に通知するものとする。

(軽微な変更に関する証明申請書)

第14条 規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が規則第44条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（第11号様式）の正本及び副本に、それぞれ規則第41条第1項に規定する図書のうち変更に係るものその他市長が必要と認める図書（以下「添付図書」という。）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る計画の変更が規則第44条に規定する軽微な変更該当すると認めたときは、軽微変更該当証明書（第12号様式）に、前項の軽微変更該当証明申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年12月4日から施行する。

附 則（平成24年12月18日規則第74号）

この規則は、平成24年12月18日から施行する。

附 則（平成27年5月29日規則第60号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第25号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年3月31日規則第36号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。